

9月議会定例会

9月8日から11日を会期に、町議会定例会が開かれました。南越前町一般会計補正予算案など16議案が審議され、15議案を原案どおり可決し、平成19年度南越前町各会計歳入歳出決算の認定議案については、継続審議とされ決算特別委員会へ付託されました。また、議員発議により、新たな過疎対策法の制定に関する意見書が上程され可決されました。

平成20年度予算総額 百二十三億二千七百五十一万五千元

■一般会計 七千二百五十八万六千元を増額

歳入、歳出それぞれ七千二百五十八万六千元を増額し、七十八億三千七百六十三万五千元としました。

【歳入予算の主な内容】

- ・県補助金 七十九万九千四百円の増額
- ・明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金 七百九十九万四千円の増額
- ・県委託金 個人県民税徴収取扱費交付金 六百八十八千円の増額
- ・繰越金 繰越金 一千七百七十五万三千円の増額
- ・諸収入 森林国営保険金 一千九百五十万七千円の増額
- 【歳出予算の主な内容】
- ・町県民税還付金 千三百四十二万八千円の増額
- ・明日の地域農業を支える担い手条件整備事業補助金 千九百一十一万千円の増額
- ・農業用排水路及び農道補修改良事業 四百九十五万円の増額
- ・農業集落排水特別会計繰出金 千四百九十七万二千円の増額
- ・町道道路改良事業 四百三十六万七千円の増額

【特別会計 二千六百九十六万五千元を増額】
特別会計は、国民健康保険特別会計など、7特別会計で予算の補正を行い、補正後の14特別会計の予算総額は、四十二億九千五百五十九万二千円になりました。

【主な内容】

- ・簡易水道特別会計 繰上充用金 一億七千七百四十二万六千円の減額
- ・農業集落排水特別会計 地方債元金償還金 二千六百七万千円の増額
- ・下水道特別会計 地方債元金償還金 八千四百六十一万二千円の増額

(単位：千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
国民健康保険	1,045,149	6,585	1,051,734
国民健康保険今庄診療所	292,086	841	292,927
簡易水道	289,272	△117,426	171,846
老人保健	150,504	5,019	155,523
農業集落排水	491,967	40,872	532,839
ケーブルテレビ	112,643	6,462	119,105
下水道	310,396	84,612	395,008

■企業会計

水道事業会計の未収金一億二千六百四十五万四千円、未払金五百八十四万九千円をそれぞれ減額し、〇円としました。

■専決処分の承認

・平成20年度南越前町一般会計補正予算 五百九十九万二千円を増額し、七十七億六千五百四十九万九千円としました。これは、大谷区居住地付近の急傾斜地崩壊防止工事請負費の増額等によるものです。

・平成20年度南越前町老人保健特別会計補正予算 二百万円を増額し、一億五千五百四十四円としました。これは、高額医療費の増額によるものです。

・平成20年度南越前町老人保健施設特別会計補正予算 百三十二万四千円を増額し、一億七千二百四十二万二千円としました。これは、入浴リフトの老朽化による備品購入費の増額等によるものです。

■公益法人等への南越前町職員の派遣等に関する条例の一部改正

公益法人の認定等に関する法律の施行に伴い、町の条例を改正しました。

■南越前町分担金徴収に関する条例の一部改正

県単作業道等機能強化事業に伴う分担金の徴収基準を定めました。

■長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定

地方自治法施行令の規定に基づき、長期継続契約に関し必要事項を定めました。

●報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次の表のとおり報告されました。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.87)	— (19.87)	14.0 (25.0)	189.5 (350.0)

()内は早期健全化基準

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
南越前町簡易水道特別会計	3.3
南越前町個別排水処理施設特別会計	—
南越前町農業集落排水特別会計	—
南越前町下水道特別会計	—

【一般質問】

- 山本 優議員
・安心して結婚、育児のできる環境について
- 西嶋久夫議員
・高倉揚水発電について
- 森 昭義議員
・増澤町長の進退について
- 平谷弘子議員
・今後の町の方向性について

今庄認定こども園 名称募集!

(仮称)



来年4月に開園する認定こども園の名称を募集します。この認定こども園は、それぞれ認可をもつ保育所と幼稚園が一つの建物の中で連携し、0歳から就学前の子どもに対して発達や連続性を十分考慮して、保育及び幼児教育を一体的に行うものです。

今庄地区にふさわしい誰からも親しまれる名称の応募をお待ちしています。

応募期間 平成20年10月1日(水)～20日(月)

応募規定 (郵送の場合、当日消印有効)
今庄地区の認定こども園としてふさわしい名称で、名称の前または後に必ず「こども園」の文字が入ったものとします。
例：「○○○こども園」

「こども園△△△」など

応募資格 応募資格は問いません。

応募方法 (一)所定の応募用紙で応募

保健福祉課、今庄総合事務所福祉推進G、今庄幼稚園、今庄保育所、わらべの里保育園にある応募用紙に、必要事項を記入の上、応募してください。

(二)官製はがきで応募

官製はがきに、名称、その名称の意味、住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、次のEメールアドレスに送信してください。
〒919-0262
南越前町東大道29-1
南越前町役場保健福祉課児童福祉係

(三)インターネットで応募

名称、その名称の意味、住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、次のEメールアドレスに送信してください。
hoken@town.minamiechizen.lg.jp

選考結果 決定次第、町広報紙及び町ホームページで発表します。

採用者には、記念品を贈呈します。
問合せ 保健福祉課 ☎47・8007